写

小水審答申　第　１　号
令和３年２月１０日

小川町上下水道事業
小川町長　松本恒夫　様

小川町水道審議会
会長　松岡良浩

青山浄水場（ろ過池・浄水池）の更新計画について（答申）

令和３年２月１０日付小水第１６５４５０号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で審議を行った結果を別添のとおり答申します。

答　申　書

1　はじめに

本町の水道事業を取り巻く環境は、老朽化した施設の更新が増加する中、少子高齢化に伴う料金収入の減少により財源が伸び悩んでいる。

今後益々厳しい運営が求められている事もあり、平成３１年３月に小川町水道事業経営戦略を策定し、現在中長期的な経営に取り組んでいる。

この計画に基づき事業を推進するため、小川町上下水道事業小川町長から青山浄水場（ろ過池・浄水池）の更新計画について諮問があり、審議を行った。

その結果を次のとおり答申するので、答申に至る過程において出された意見ついては十分に配慮し、事業を推進されるよう要望する。

2　答申事項

青山浄水場（ろ過池・浄水池）の更新計画について

収入の増加が見込まれない中、健全な事業運営を進めるためには支出を抑えていくことも今後の課題であると言える。

しかし、今回更新の計画をしている浄水場は日々の生活を送るうえでなくてはならないものであり、配水管等の老朽化した施設の更新に優先して進めるべきと考えられる。

また、浄水場の現状について説明があったように、大地震が起きた際の耐震性が基準に満たないとのことであれば、財政が厳しい中であるとしても更新工事を行わなければならないとの判断をすることができる。

⑴青山浄水場の更新手法

本町には一級河川の槻川と兜川が流れ、特に大河地区にはいくつもの水源を求めることができる状況であり、今後も引き続きこれらの水源を使用していくことが好ましいと考えられる。

しかし、現在の水源をすべて使用することのできる施設を建設するためにはあまりにも高額な費用を必要とするため、水道料金の大幅な引き上げは勿論、今後の施設更新が大幅に遅れることが予想される。

また、人口減少に伴い年々水道利用量や水道料金収入が減少する

中で、大きな施設を維持運用していくことは今後の経営状態を圧迫する原因になるとも考えられる。

今回諮問された計画の中で水道事業として提案された施設は、県水の増量と紫外線処理施設を利用することで、今後必要とされる水量を確保できるとしたものである。

また、建設費用も大幅に抑えられるため、水道料金についても値上げ率を抑えられ、水道利用者への負担も軽減できると考えられる。

よって、更新手法については浄水施設を更新せず、県水の増量と紫外線処理施設の利用で対応することでよいと考える。

⑵水道料金改定率

施設の建設には多額の費用が掛かり、限られた財源のみで賄うことは難しいということは理解できるため、２５％の水道料金引き上げもやむを得ないと考えられる。

しかし、水道料金の改定については、できる限り抑制する必要があると考えられるため、現在提示されている値上げ率についても経費削減等の経営努力を続けていただき、少しでも水道利用者への影響を少なくする取り組みを続けていただきたい。

⑶料金改定及び工事実施の時期

一度の改定で水道料金を引き上げるのでなく、工事の前後２回に分けて行う事は水道利用者の負担軽減や理解を得るために必要であると考えられる。

水道料金の改定及び更新工事の実施時期については、予定されている内容でよいと考えるが、今後も続くと思われるコロナウイルス感染症の状況等を勘案し慎重に進めていただきたい。

３　付帯意見

次のことを町民の方や議会関係者の方に分かりやすく丁寧に説明していただきたい。

ア　水道料金の改定率を２５％に抑えるための努力をすること。

イ　水道料金の改定率を２回に分けて改定する理由。

ウ　在来施設の耐震工事は給水を停止できないため行わないこと。

令和３年２月１０日　小川町水道審議会